



議案第 十八号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「五月十日」を「六月十日」に改める。

第二十八条第一項第一号中「七月十日」を「八月十日」に改める。

別表第一中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。